

## 生徒への体罰を根絶するための取組

### 1 教育職員等に対する啓発

#### (1) 体罰に関する研修の実施

全教職員が体罰根絶に関する理解を深め、自己を振り返り、人権感覚や指導観を磨くとともに、感情を自己制御できる研修を実施します。

- ・児童生徒に寄り添った人権感覚の向上
- ・体罰やきつい言葉は心身の鍛錬には必要という間違った指導観の払拭
- ・アンガーマネジメント 等

#### (2) セルフチェックシートの実施

全教職員に、毎年5月及び10月の年2回「体罰防止のための教職員チェックシート」を実施します。

### 2 早期発見するための職員体制・相談体制

#### (1) 体罰に対する相互批正

生徒から同僚による体罰被害の訴えがあった場合には、直ちに管理職に報告します。

#### (2) 校内相談窓口の整備

校長・教頭・養護教諭を校内相談窓口とし、生徒及び保護者等から体罰に関する相談を受け付けます。

#### (3) 各関係機関の相談窓口の周知

各機関の相談窓口について、校内に掲示するとともに、児童生徒等及び保護者へ周知します。

○チャイルドライン 電話：0120-99-7777

○地方法務局「子どもの人権110番」 電話：0120-007-110

○佐久市教育委員会 学校教育課 電話：0267-62-3478

○学校生活相談センター 電話：0120-0-78310

○長野県教育委員会 心の支援課 電話：026-235-7436

○コスモス相談 電話：0267-62-2918